



生協組合員の皆様へ

農林水産省職員  
生活協同組合

# 「年金ライフプラン」

加入・増口のおすすめ

## ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧ください。保障内容、保険料、積立金（給付額試算表の内容）および保険期間などがご自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。



ご加入にあたっては、別紙ならびに「ご契約重要事項のお知らせ（契約概要）および（注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

## ご加入の手続き

- ◎申込メ切日 申込日の翌月より給与控除します。（お申込日が25日を過ぎた場合は、翌々月よりの控除となります。）
- ◎加入・増口申込書提出先 生協事務局

## 制度の特色

1

一般の生命保険料控除の適用となる“一般コース（A型）”と個人年金保険料控除が適用になる“税制適格コース（B型）”の2つのコースが設けられ税制上の優遇措置を充分に活用できます。

2

払方には月払、半年払、一時払があるので無理なく計画的に積立てできます。（半年払、一時払のみの加入はできません）

3

掛金の増口、減口や積立金の一部払出（A型のみ）がいつでも可能ですので、加入後の状況変化にも柔軟に対応できます。

お問い合わせ

制度発足日……昭和57年7月1日

加入日……毎月1日



農林水産省職員生活協同組合

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビルB1 03(5575)2170

住友生命保険相互会社 法人サービス室

〒104-8430 東京都中央区築地7丁目18番24号 03(5550)4702

## ご契約重要事項のお知らせ(契約概要)

この「ご契約重要事項のお知らせ(契約概要)」は、ご加入の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」および具体的なお加入内容が記載されている「年金ライフプラン」パンフレットの該当箇所をあわせてご覧ください。

### 1. 商品名称について

拠出型企業年金保険

### 2. 商品の特徴について

企業・団体の役員・従業員・所属員などの方について、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立を行い、保険料払込満了後は積立金を原資とした年金または一時金が受け取れます。また、死亡時には積立金に所定の金額を加算した額が一時金として支払われます。

### 3. 加入資格、保険料および保険期間等について

団体ごとにお取扱いが異なりますので、具体的なお加入内容が記載されている当パンフレットの該当箇所にてご確認ください。

### 4. 年金や一時金などが支払われる場合について

年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。団体ごとにお取扱いが異なりますので、具体的なお加入内容が記載されている当パンフレットの該当箇所にてご確認ください。なお、支払われない場合については「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」にてご確認ください。

- ◆ 払込満了年齢に到達されたとき、または所定の条件を満たされたとき、年金が支払われます。  
一時金を希望される場合には将来の年金のお支払いに代えて一時金が支払われます。
- ◆ 年金受取期間中に死亡された場合は、残りの期間引続いてご遺族に年金が支払われます。
- ◆ 保険料払込期間中に脱退された場合は、脱退時点の積立金が一時金として支払われます。
- ◆ 保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に所定の金額を加算した額が遺族一時金として支払われます。

### 5. 配当金について

毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定します。決算実績によっては支払われない年度もあります。保険料払込期間中の配当金は責任準備金の積増しのために充当し、年金受給開始後は年金の買増しのために充当されます。年度途中で脱退された場合はその年の配当金はありません。

### 6. 積立金について

お払い込みいただいた掛金は、制度運営費、事務手数料および遺族特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の利率により運用されます。将来の予想積立額につきましては給付額試算表にてご確認ください。

### 7. 引受生命保険会社について

この制度は、農林水産省職員生活協同組合が下記引受保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営されます。下記引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(平成20年7月15日現在)による保険契約上の責任を負います。引受保険会社および引受割合は変更することがあります。また、各社の配当実績等により、給付金支払の引受割合とは異なる場合があります。

引受保険会社名(引受割合) 住友生命保険相互会社(73%) [事務幹事会社]  
富国生命保険相互会社(14%) 日本生命保険相互会社(9%) 三井生命保険株式会社(2%)  
明治安田生命保険相互会社(1%) 第一生命保険相互会社(1%)

### ◆ 個人情報のお取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、農林水産省職員生活協同組合は、加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)を契約者が保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。

この保険に基づいて契約者が入手する個人情報については、この保険の事務手続き以外には使用いたしません。

また、生命保険会社は、受領した個人情報を保険契約の引受け・継続・維持管理、年金・一時金等の支払い、各種商品・サービスのご提供(関連会社・提携会社を含む)、その他この保険契約に関連・付随する業務に利用し、団体、他の共同取扱生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、それぞれ上記に準じ個人情報を取扱います。

## ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)

この「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」は、ご加入の内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、「ご契約重要事項のお知らせ(契約概要)」および具体的なご加入内容が記載されている「年金ライフプラン」パンフレットの該当箇所をあわせてご覧ください。

### 1. クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)について

クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に適用されるものです。この商品は団体を契約者とする契約であるため、クーリング・オフ制度の適用対象外となっております。

### 2. ご契約の責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。

なお、生命保険会社の職員および契約者などは保険へのご加入を決定し契約締結の代理権はありません。

### 3. 年金・一時金のお支払制限について

次のような場合、年金や一時金などのお支払に制限があります。

- ◆遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金が支払われます。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資が他の相続人に支払われます。
- ◆契約者または加入者に詐欺の行為があった場合、この契約の全部または一部は無効となり、既にお払い込みいただいた保険料は払い戻しされません。
- ◆加入または増口(保険料の増額)の際に提出される書類中、重大な事実について不実の記載がある場合には所定の積立金加算額がない場合があります。
- ◆契約者または加入者に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この契約の所定の積立金加算額の全部または一部は無効となり、既にお払い込みいただいた保険料は払い戻しされません。

### 4. 脱退・払出し時の一時金(解約返戻金)について

お払い込みいただいた掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は制度運営費、事務手数料および遺族特約保険料に充てられます。したがって、脱退・払出し時の一時金額が**お払い込みいただいた掛金の合計額を下回る場合があります。**

### 5. 生命保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて

- ◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**年金額、一時金額等の削減等が行われることがあります。**
- ◆引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件の変更が行われる可能性があり、お受取りになる年金額、一時金額等が削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構:電話番号03-3286-2820 ホームページアドレス:<http://www.seihohogo.jp/>

### 6. 予定利率の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等が生じた場合に、**保険料や積立金などの計算基礎(予定利率)を将来変更することがあります。**

### 7. ご契約に関するご照会・苦情窓口について

この制度(拠出型企業年金保険)のお手続きやご加入に関する苦情・相談につきましては、下記へお問い合わせください。

住友生命保険相互会社 年金サービス室(拠出型企業年金保険窓口)

(電話):0120-307990(フリーダイヤル) (受付時間):9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

### 8. 生命保険協会「生命保険相談所」について

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは受け付けておりません)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス;<http://www.seiho.or.jp/>)

また、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたときから原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

### 9. 保険金などをめれなくご請求いただくために

- ◆ご加入者からのご請求に応じて、年金・一時金などが支払われますので、年金・一時金などのお支払事由が生じた場合、すみやかに団体担当者または引受保険会社にご連絡ください。
- ◆年金・一時金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◆保険金などの円滑なご請求のためにも、ご加入者から死亡保険金受取人へ、事前に契約内容についてご説明ください。

## 在職中は積立て

年金ライフプラン A型＝一般コース B型＝税制適格コース のご加入例

35歳加入（男性） 払済年齢60歳

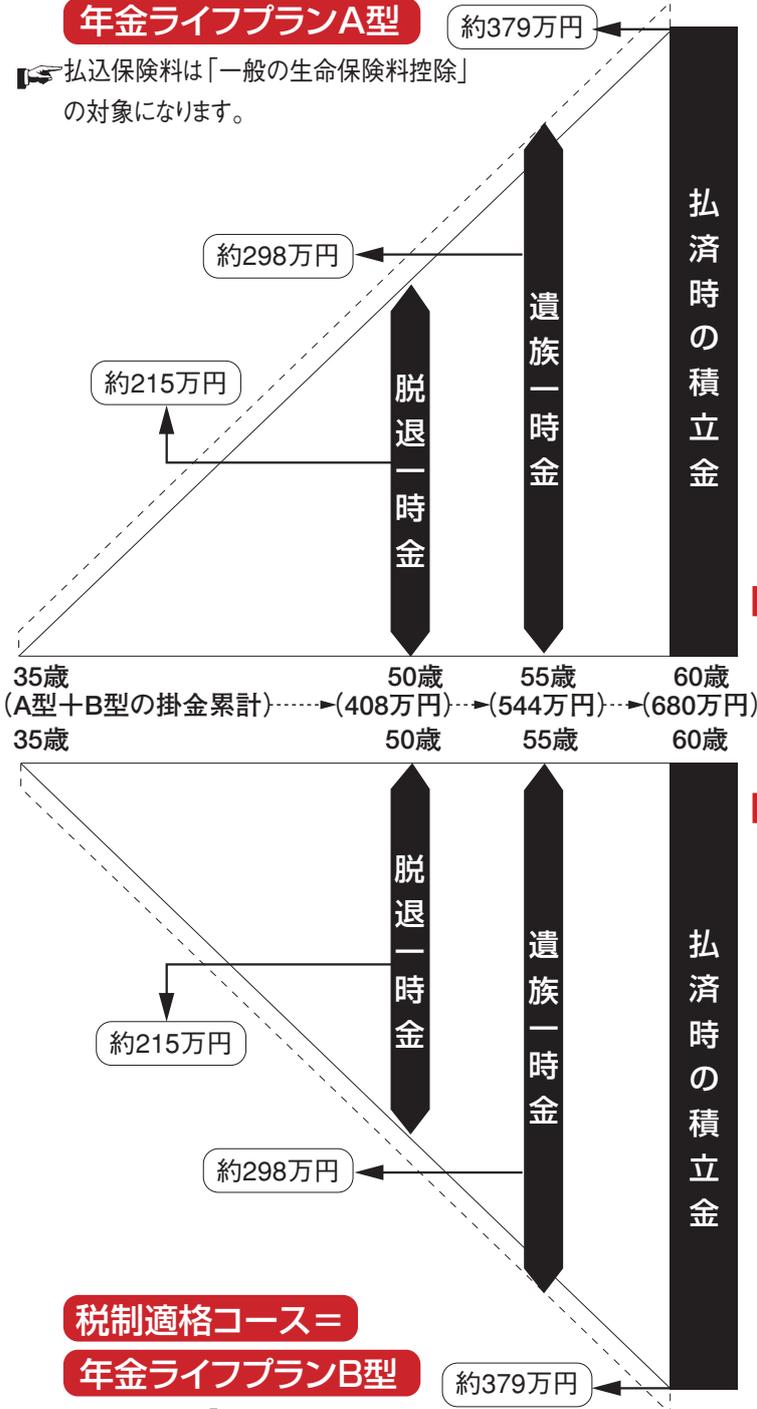
月払掛金 A型・B型それぞれ8,000円（それぞれ4口加入）

半年払掛金 A型・B型それぞれ20,000円（それぞれ4口加入）

一般コース＝

年金ライフプランA型

払込保険料は「一般の生命保険料控除」の対象になります。



税制適格コース＝

年金ライフプランB型

払込保険料は「個人年金保険料控除」の対象になります。

## 60歳になったとき

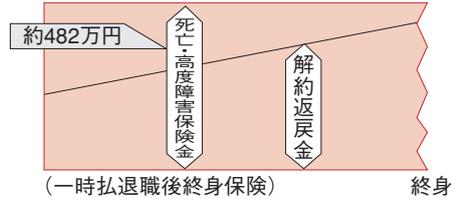
一時金コース

〈一時金の場合〉

払済時の積立金約379万円を一時金として受け取ります。

終身保険コース

〈終身保険の場合〉



年金コース(いずれか一つの年金をお選びください。)

〈確定年金(5年・10年・15年)〉

基本年金月額 約64,610円 (5年間の基本年金受取総額 約387万円)

60歳 → 65歳 (5年間)

基本年金月額 約33,310円 (10年間の基本年金受取総額 約399万円)

60歳 → 70歳 (10年間)

基本年金月額 約22,880円 (15年間の基本年金受取総額 約411万円)

60歳 → 75歳 (15年間)

〈15年保証期間付終身年金〉

基本年金月額 約15,220円 (ご本人が80歳まで生存した場合の基本年金受取総額 約365万円)

60歳 → 75歳 (15年保証期間) → 終身

〈配偶者年金付10年保証期間付終身年金〉

基本年金月額 約13,490円 (ご本人が80歳、配偶者85歳まで生存した場合の基本年金受取総額 約388万円)

60歳 → 70歳 (10年保証期間) → 終身 (配偶者が3歳下とした場合)

※年金コースに記載の給付額は、コースごとの金額になっています。

一時金

一時金での受取りを請求された場合は、将来の年金に代えて、年金現価相当額(約379万円)を一時金として受け取ることも可能です。

※税制適格コースの積立金での、「5年確定年金」および「終身保険コース」の選択はできません。上記ご加入例の数値は、別紙の給付額試算表によります。

(注) 当パンフレットの年齢は「保険年齢」を使用しています。具体的には、1月1日現在で誕生日から6ヶ月を超えている場合は、1歳切上げ、6ヶ月以下の場合は、満年齢どおりの年齢となります。ただし、一時払退職後終身保険に関する年齢はすべて満年齢となります。

## 掛金払込期間中

- ・掛金をご加入者負担です。
- ・途中で脱退された場合は、脱退一時金が支払われます。＜A型・B型共通＞  
※脱退せずに減口することにより、該当口数分の積立金を受け取ることもできます。＜A型のみ＞
- ・ご加入者が死亡された場合は、遺族一時金「(脱退一時金)+(月払1口当り2,000円)+(半年払1口当り5,000円)」がご加入者の遺族の方へ支払われます。＜A型・B型共通＞

## 払済時(60歳)

### 一時払退職後終身保険＜A型のみ＞

一時払退職後終身保険は払済時積立金を一時払保険料に充当して終身保険に加入し(終身保険への転換)転換日以降死亡、もしくは傷害または疾病により「終身保険コースの取扱い」の[注1]に定める高度障害状態になられたときに死亡保険金もしくは高度障害保険金を受け取るものです。この保険は途中で解約しても解約返戻金を受け取れます。

### 10・15年確定年金＜A型・B型共通＞

### 5年確定年金＜A型のみ＞

5・10・15年間ご本人の生死にかかわらず、年金が支払われます。

【年金支払期間中に一時金での受取りを希望された場合には】

残りの支払期間に対応する年金現価が支払われます。

### 15年保証期間付終身年金＜A型・B型共通＞

#### 1.保証期間中(15年間)

ご本人の生死にかかわらず年金が支払われます。

#### 2.保証期間経過後

ご本人が生存している限り年金が支払われます。

【保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には】残りの保証期間に対応する年金現価が支払われます。なお、保証期間経過後にご加入者が生存されている場合には、年金の支払いを再開しますが、再開後は一時金のお受取りはできません。

### 配偶者年金付10年保証期間付終身年金＜A型・B型共通＞

#### 1.保証期間中(10年間)

ご本人の生死にかかわらず、年金が支払われます。

#### 2.保証期間経過後

ご本人が生存している限り年金が支払われます。

ご本人が死亡の場合も、配偶者が生存している限り、配偶者へご本人の1/2の年金が支払われます。

【保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には】残りの保証期間に対応する年金現価が支払われます。なお、保証期間経過後にご加入者(またはその配偶者)が生存されている場合には、年金の支払いを再開しますが、再開後は一時金のお受取りはできません。

## 税務上の取扱い

保 険 料	年金ライフプランA型＝一般コース ご加入者が負担された保険料 <sup>(注)</sup> は一般の生命保険料控除の対象となります。 年金ライフプランB型＝税制適格コース ご加入者が負担された保険料 <sup>(注)</sup> は個人年金保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条、同法施行令第211条・第212条、地方税法第34条・第314条の2)			
	生命保険料控除額、個人年金保険料控除額ともに下の算式により算出されます。			
(注) 保険料とは、掛金から制度運営費(月払掛金の0.5%、半年払掛金の0.5%)を除いた金額をいいます。	所得税の控除額		住民税の控除額	
	年間払込保険料の合計額	生命保険料控除額、個人年金保険料控除額	年間払込保険料の合計額	生命保険料控除額、個人年金保険料控除額
	25,000円以下	全額	15,000円以下	全額
	25,001円から 50,000円まで	年間払込保険料合計額×1/2 +12,500円	15,001円から 40,000円まで	年間払込保険料合計額×1/2 +7,500円
50,001円から 100,000円まで	年間払込保険料合計額×1/4 +25,000円	40,001円から 70,000円まで	年間払込保険料合計額×1/4 +17,500円	
100,000円超	一律50,000円	70,000円超	一律35,000円	
脱 退 一 時 金	一時所得となり、50万円の特別控除が適用されます。(所得税法第34条、同法施行令第183条) 課税対象額 = (脱退一時金額 - 既払込保険料 <sup>(注)</sup> 総額 - 50万円) × 1/2			
年 金	雑所得として課税されます。(所得税法第35条、同法施行令第183条) 課税対象額 = 年金年額(基本年金+増加年金) - 年金年額(基本年金) × $\frac{\text{既払込保険料}^{(注)}\text{総額}}{\text{年金受取総額(または見込額)}}$ なお、この額が25万円以上の場合、この額に対し10%の源泉徴収がおこなわれます。			
遺 族 一 時 金	相続税の対象となりますが、受取人が法定相続人の場合「500万円×法定相続人数」までは非課税です。 (相続税法第3条・第12条)			
高度障害保険金	ご加入者本人が受け取られる場合、非課税です。(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)			
一時払退職後終身保険転換時の取扱い	転換時の積立金は、一旦一時所得として課税され、一時払退職後終身保険の一時払保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。(所得税法第34条・第76条、地方税法第34条・第314条の2)			
積 立 金	掛金払込期間中の保険料および配当金は非課税です。			

## 給付額試算表

※ご加入の検討にあたっては、「年金ライフプラン」のパンフレットをご覧ください。

※試算額は加入年数に応じて次のとおりです。

※給付額試算表の給付額には配当金を加算していません。

配当金が生じた場合には積立金の積増しに充当されます。

## 年金ライフプランA型＝一般コース、B型＝税制適格コース共通

&lt;月払掛金1口2,000円につき&gt;

加入年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額) (表①)	15年確定年金の場合 の基本年金月額
1年	24,000円	約 23,540円	約 —円
2	48,000	47,340	280
3	72,000	71,360	430
4	96,000	95,600	570
5	120,000	120,090	720
6	144,000	144,870	870
7	168,000	169,920	1,020
8	192,000	195,240	1,170
9	216,000	220,840	1,330
10	240,000	246,730	1,480
11	264,000	272,890	1,640
12	288,000	299,350	1,800
13	312,000	326,100	1,960
14	336,000	353,140	2,120
15	360,000	380,470	2,290
20	480,000	521,740	3,140
25	600,000	670,940	4,040
30	720,000	828,530	4,990
35	840,000	995,030	5,990
40	960,000	1,171,060	7,050

&lt;半年払掛金1口5,000円につき&gt;

加入年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額) (表②)	15年確定年金の場合 の基本年金月額
1年	10,000円	約 9,770円	約 —円
2	20,000	19,650	110
3	30,000	29,630	170
4	40,000	39,700	230
5	50,000	49,870	300
6	60,000	60,160	360
7	70,000	70,570	420
8	80,000	81,090	480
9	90,000	91,720	550
10	100,000	102,480	610
11	110,000	113,350	680
12	120,000	124,340	740
13	130,000	135,450	810
14	140,000	146,680	880
15	150,000	158,040	950
20	200,000	216,720	1,300
25	250,000	278,710	1,670
30	300,000	344,180	2,070
35	350,000	413,350	2,490
40	400,000	486,490	2,930

&lt;一時払掛金1口50,000円につき&gt;

加入年数	積立金額 (脱退一時金額)	15年確定年金の場合 の基本年金月額
1年	約 49,500円	約 —円
2	49,980	300
3	50,440	300
4	50,910	300
5	51,400	300
6	51,910	310
7	52,430	310
8	52,960	310
9	53,500	320
10	54,060	320
11	54,620	320
12	55,190	330
13	55,770	330
14	56,360	330
15	56,960	340
20	60,050	360
25	63,340	380
30	66,830	400
35	70,530	420
40	74,460	440

(60歳開始の基本年金月額の計算方法)

上表により算出の積立金額

÷ 下表の年金現価率

＝ 基本年金月額

となります。

年金ライフプランの年金現価率  
(A型・B型共通 ただし、B型では  
5年確定年金は選択できません。)

年金種類	年金現価率
5年確定年金	58.78677
10年確定年金	114.03324
15年確定年金	165.95259
15年保証期間付 終身年金 (60歳開始)	男性 249.44612 女性 282.18390
配偶者年金付 10年保証期間付 終身年金 (60歳開始)	男性(配偶者が 3歳下の場合) 281.40920

※年金現価率は、住友生命(事務幹事)の予定利率に基づき算出したものを使用しています。なお、この数値は今後の経済情勢などにより変動することがあります。

計算例

(例) 年金ライフプランA型・B型  
合わせて月払 10口20年間 } 加入した  
半年払 5口15年間 }男性が60歳開始の15年保証期間付  
終身年金を選択した場合  
基本年金月額は約521,740×10+約158,040×5  
(表①の数値)(口)(表②の数値)(口)

(表①、②)により算出の積立金相当額

÷ 249.44612

左表の年金現価率

＝ 約24,080円

基本年金月額 となります。

## ●給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

将来支払われる給付額は、今後の加入規模の変化・入金状況・予定利率の変更等により変動(増減)します。上記給付額試算表およびしくみ図に記載の給付額は、以下の前提が将来にわたり一定と仮定した場合の目安であり、将来支払われる給付額をお約束するものではありません。

- (1) 次の加入口数を常に維持していること。 月払6,400口 半年払1,900口 一時払 初年度のみ1口
- (2) 加入者全員の掛金が払込期月の1日までに入金されていること。
- (3) 予定利率は平成20年7月現在の各引受保険会社の予定利率と引受割合から算出したものであること。
- (4) 配当金の加算がないこと。

●一時払退職後終身保険へ転換後の死亡保険金額は、転換時の積立金額および保険料率を基準にして計算しますので今後変動(増減)することがあります。

●1月1日に加入した場合を前提として計算しておりますので、加入日が1月1日以外のおとき、給付額が変動(増減)することがあります。

## 終身保険コースの取扱い <年金ライフプランA型＝一般コースのみ>

転換時期	払済年齢到達時となります。
保険金額	最高保険金額3000万円、最低保険金額100万円とします。なお、転換時の積立金が保険金額3000万円の一時払保険料を超える場合は、その超える部分は他の給付(年金・一時金)で支払われます。
死亡保険金	一時払退職後終身保険に転換日以降死亡された場合に支払われます。【注2】
高度障害保険金	一時払退職後終身保険への転換後の傷害または疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態【注1】になられた場合に支払われます。【注2】(高度障害保険金が支払われた場合、契約はその時点で終了します。)
転換の取扱い	一時払退職後終身保険は、(生協を経由して)ご加入者が直接ご契約していただくことになります。その際、住友生命から保険金額等を記載した「保険証券」が送付されます。転換後の保険金等のご請求は生協を経由せず住友生命に直接お申し出ください。
責任開始日	払済年齢到達時、または脱退月の翌月1日とします。なお転換時に告知をしていただく場合は、これと異なることがあります。
中途脱退時の転換の取扱い	加入期間2年以上の方は払済年齢到達前に退職された場合でも50歳以上で、かつ保険金額が100万円以上であれば、一時払退職後終身保険に転換できます。ただし、告知書を提出していただき、健康状態によっては転換できない場合があります。
加入申込みの手続き	一時払退職後終身保険の加入申込みの手続きは生協宛お申し出ください。
ご契約のしおり	転換の手続きにあたっては「ご契約のしおり-定款・約款」をお受け取りのうえ必ずご一読ください。
配当金	毎年の決算により配当が生じた場合には、積立配当金として積み立てられます。
終身保険金額の増額の取扱い	一時払退職後終身保険に転換する際は、転換時に別途保険料を払い込んで、保険金額を増額することができます。

### <死亡保険金100万円あたりの一時払保険料>

※右記の数値は、平成20年7月現在の保険料率で算出したものですので、今後変動することがあります。

	男 性		女 性	
	55歳転換	60歳転換	55歳転換	60歳転換
積立金をもって転換する場合	751,370円	786,900円	704,110円	739,620円
転換時に別途保険料を払い込む場合	761,370円	796,900円	714,110円	749,620円

【注1】高度障害の状態とは次のいずれかの場合をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの。
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの。
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの。
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの。
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの。

【注2】次の場合には死亡保険金・高度障害保険金は支払われません。

- (1) 一時払退職後終身保険へ転換後1年以内に自殺したとき。
- (2) 死亡保険金受取人の故意によるとき。
- (3) 被保険者の故意により高度障害状態になったとき。
- (4) 戦争その他の変乱によるとき。
- (5) 一時払退職後終身保険に転換の際、被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたとき。

## 年金ライフプランB型＝税制適格コース

- ・ご加入者が負担された保険料<sup>(注)</sup>は、年末調整の際に「個人年金保険料控除」の対象となります。したがってB型に加入することにより、税制上の優遇措置を享受することができます。
- ・この年金ライフプランB型の加入は、10年以上の定期的な掛金払込期間が要件となっています。

### 年間保険料が10万円の場合の節税額例

(所得税・住民税の控除額) ( 所得税……年間保険料に応じて5万円を限度に控除される。  
住民税……年間保険料に応じて3.5万円を限度に控除される。 )  
[所得税・住民税を合わせた節税額]

★年収350万円 独身 ..... **約6,000円** ※節税額は、年収・家族構成等によって異なります。

★年収500万円 配偶者・子供1人 ..... **約6,000円**

★年収750万円 配偶者・子供2人 ..... **約8,500円**

<計算の前提> ①節税額計算の基礎となる課税所得は、年間給与収入から、給与所得控除、社会保険料控除、生命保険料控除、個人年金保険料控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除を控除した額としました。②社会保険料の年間納付額は、年間給与収入の12%相当額としました。③生命保険料の年間払込額は、10万円としました。④配偶者には所得がなく、子供は16歳未満としました。⑤上記の節税額は、平成19年1月現在の税制に基づき計算しておりますので、今後法令の改正等により変更されることがあります(住民税は平成19年6月から適用されたものに基づく税率を適用しています)。なお、住民税の調整控除は考慮していません。

(注)保険料とは、掛金から制度運営費(月払掛金の0.5%、半年払掛金の0.5%)を除いた金額をいいます。

## 制度の内容および取扱い

	年金ライフプランA型＝一般コース	年金ライフプランB型＝税制適格コース
加入資格	・健康で正常に勤務されている18歳以上かつ払済年齢(60歳)までの期間が2年以上ある組合員	・健康で正常に勤務されている18歳以上かつ払済年齢(60歳)までの期間が10年以上ある組合員
	加入資格を満たさない方は、加入できません。加入資格のない方へは、年金等は支払われません。	
月払掛金	・1口当たり2,000円とし、何口でも自由にご加入できます。(掛金には、1口当たり10円の制度運営費が含まれています。)なお、掛金は毎月の俸給から控除します。(例えば、1月分掛金は12月の俸給から控除します。)(前年12月～該当年度11月分の支払済保険料が、控除証明の対象金額となります。)	
半年払掛金	・半年払の加入は、各コースの月払に加入していることが条件になります。(月払・半年払の両方に加入している場合、月払を脱退もしくは全口中止して、半年払のみを残すことはできません。) ・1口当たり5,000円とし、何口でも自由にご加入できます。(掛金には1口当たり25円の制度運営費が含まれています。)掛金は年2回、7月(7月分)と12月(1月分)の俸給から控除します。なお、半年払の加入申込は年1回[1月1日(11月中旬頃手続き)]のみとなっておりますのでご了承ください。(前年12月と該当年度7月の支払済保険料が、控除証明の対象金額となります。)	
一時払掛金	・一時払のお申込みは、月払に加入していることが条件になります。 ・1口当たり50,000円とし、何口でも自由にお申込みできます。なお、一時払の加入申込は年1回[1月1日(11月中旬頃手続き)]のみとなっておりますのでご了承ください。 ・保険料は一般の生命保険料控除の対象になります。	・一時払のお取扱いはありません。
加入および増口	・月払は、毎月新規加入、口数の増口ができます。 ・半年払、一時払は年1回(1月1日加入)のみお取扱います。なお、増口の場合、払済年齢(60歳)までの期間が2年以上あることを要します。	
転出者等の取扱い	・転勤者(生協職域外へ)については、ゆうちょ銀行(またはみずほ銀行)の自動振替制度の利用により継続できます。 ・中途退職者で、生協職域団体等に転出の場合も継続できます。	
脱退一時金	・脱退一時金の支払いは脱退月の翌月となります。なお、加入期間が短い場合、脱退一時金額が既払込掛金累計額を下回る場合があります。	
積立金の一部払出(減口)	・ご加入者のお申し出により、加入口数を減口し、その減口相当分の積立金が支払われます。ただし、月払を1口以上継続していただきます。(減口時返戻金の支払時期は、脱退一時金の場合に準じます。)	・お取扱いはありません。
掛金の減額(中止)	・ご加入者のお申し出により、掛金の一部について払込みを中止することができます。このとき、中止口数分に相当する積立金は支払われません。両コースにご加入の場合は、一般コースから先に中止のお取扱いをします。 ・3年間を限度に全口中止することもできます。	・月払を1口以上継続していただきます。
減口事由(①～⑥) 中止事由(①～⑦)	①災害 ②疾病・障害(親族の疾病、障害、死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の拠出に支障がある場合	
払済年齢(60歳)到達時のコース選択	・次のコースのいずれか1つを選択していただきます。 ①終身保険コース ②年金コース(5・10・15年確定年金、15年保証期間付終身年金、配偶者年金付10年保証期間付終身年金) ③一時金コース	・年金コース(10・15年確定年金、15年保証期間付終身年金、配偶者年金付10年保証期間付終身年金)となります。 ・ただし年金の支払いに代えて一時金の請求をされた場合は、将来の年金の支払いに代えて一時金が支払われます。
	・両コースで年金を希望される場合は、同じ年金種類を選択していただきます。 ・両コース加入の方は、それぞれのコースについて年金受給権を判定します。 ・一方のコースで年金を受給する場合、もう一方のコースで積立てを継続することはできません。	
中途脱退時のコース選択	・50歳以上で脱退し、加入期間が2年以上の方も上記のコース選択が可能です。	・50歳以上で脱退し、加入期間が10年以上の方は15年保証期間付終身年金、配偶者年金付10年保証期間付終身年金を選択することができます。
基本年金月額	・年金でのお受取りは基本年金月額が1万円以上の場合に限ります。(一般コースのみで年金を希望された場合)	・基本年金月額の制限はありません。少額でも年金でのお受取りができます。
基本年金月額の増額の取扱い	・年金受取りの場合には、払済時に一時払による臨時積立(退職時一時払積増)を行い、基本年金月額を増額することができます。ただし、年金開始を繰り延べる場合、繰延手続き前のみ増額可能です。 ・1口当たり50,000円とし、200口まで一時払できます。ただし、確定年金を選択の場合は200口以下かつ退職時の積立金額以下とします。	
年金のお支払い	・年金のお支払いは、3、6、9、12月の各月にそれぞれ3ヵ月分がまとめて支払われます。	
年金開始の繰延	・年金受取りの場合には、年金の開始を最長10年間、年単位で繰り延べることができます。繰延期間中は、掛金は中止されたものとして、増口・減口はお取扱いしません。	
配当金	毎年決算により、配当が生じた場合は次の取扱いになります。 ・掛金払込期間中は、積立金の積増しに充当されます。年金開始後は、増加年金の買増しにあてられます。終身保険コースを選択のときは、積立配当金として積み立てられます。	・掛金払込期間中は積立金の積増しに充当されます。年金開始後は、増加年金の買増しにあてられます。
その他	・両コース間の積立金の移行はできません。	

この制度は、下記生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約、住友生命保険相互会社と締結した一時払退職後終身保険事務取扱協定に基づき運営されます。

### 引受保険会社名(引受割合) 住友生命保険相互会社(73%) [事務幹事]

富国生命保険相互会社(14%)・日本生命保険相互会社(9%)・三井生命保険株式会社(2%)  
明治安田生命保険相互会社(1%)・第一生命保険相互会社(1%)

引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(平成20年7月15日現在)による保険契約上の責任を負います。(引受会社および引受割合は今後変更されることがあります。また、各社の配当実績等により、給付金支払の引受割合とは異なる場合があります。)

※一時払退職後終身保険は住友生命保険相互会社が引受会社となります。